資	料 提	供		
令和 2	年 6 月	2 日		
担当請	/14	政 課		
(担当者	(塗	(塗師木)		
電記	舌 0857	-26-7043		

令和2年6月定例県議会付議案

議案第 1号 令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)

議案第 2号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 3号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算(第 1号)

議案第 4号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算(第2号)

議案第 5号 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課、県民参画協働課)

個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和2年8月1日から令和7年7月31日まで(現行平成27年8月1日から令和2年7月31日まで)に更新するものである。

[令和2年8月1日施行]

議案第 6号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の 一部を改正する条例(情報政策課、市町村課)

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大するものである。

(概要)

- ①鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正 個人番号を利用することができる事務に、私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助 に関する事務を追加する。
- ②鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正 本人確認情報の利用をすることができる事務に、①の事務を追加する。

[公布施行]

議案第 7号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例(人事企画課、警察本部警務課)

新型コロナウイルス感染症の感染の危険を伴う業務の特殊性に鑑み、国の取扱いに準じて職員及び警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

(概 要)

①職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務に従事する職員に支給する 防疫等業務手当の額を増額する。

※現行 日額300円 → 改正後 日額3,000円(患者の身体に接触する場合等は日額4,000円)

- ※対象業務は、感染者又は感染が疑われる者に対して保健師等が行う疫学調査等
- ②警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務に従事する警察職員に防疫 等業務手当を支給する。

- ※支給額 日額3,000円(患者の身体に接触する場合等は日額4,000円)
- ※対象業務は、留置者が感染した場合の留置施設における留置管理業務等

議案第 8号 鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例(住まいまちづくり課、市町村課)

屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、広告物又は掲出物件(以下「広告物等」 という。) の点検義務を課すこととする等、所要の改正を行うものである。 (概要)

- ①鳥取県屋外広告物条例の一部改正
 - ア 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を受けた者は、当該許可に係る 広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、エの点検の結果の記録(建築基準法の規 定による検査が行われ、同法の検査済証の交付を受けた広告物等にあっては、当該検査済証) を添えてその旨を知事に届け出なければならない。
 - イ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を受けた者は、許可の期間の満 了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、オの点検 の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。
 - ウ 広告物等の所有者又は占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害 し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。
 - エ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法の規定による検査が行われ、検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。
 - オ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等 の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物 並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点 検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を 損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。
 - カ 知事は、エ又は才に違反した広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
 - キ カの規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- ②鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - ①アの広告物の表示等の完了の届出の受理の事務及び①イの許可の更新の事務を米子市、境港市及び各町村に移譲する。

「令和3年4月1日施行 ほか」

議案第 9号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(空港港湾課)

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間を令和5年3月25日まで(現行 令和2年10月24日まで)に更新するものである。

議案第10号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(会計指導課等)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下「農産物輸出促進法」という。)に基づく事務について、新たに手数料を徴収するものである。

(手数料の概要)

設定

区分	単位	金額				
農産物輸出促進法第15条第2項の規定に基づく輸出証明	1					
書の発行						
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規 則(以下「農産物輸出促進法施行規則」という。)第4条 第1号に規定する衛生証明書	1件につき	420 円				
農産物輸出促進法施行規則第4条第3号に規定する漁 獲証明書等	1件につき	420 円				
農産物輸出促進法第 17 条第 2 項の規定に基づく適合施設 の認定	1件につき	10,400 円				

[公布施行]

議案第11号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (病院局総務課)

保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正に伴い、鳥取県立厚生病院の非紹介患者加算料を 改めるものである。

(手数料の概要)

見直し

区分		単位	非課税とされる助産に 係る資産の譲渡等に係 るもの		非課税とされる助産に 係る資産の譲渡等以外 の資産の譲渡等に係る もの	
			現行	改正後	現行	改正後
選定療養のうち初診に係る	医科		1,500円	5,000円	1,650円	5,500円
もの	歯科	1回に	1,500円	3,000円	1,650円	3,300円
選定療養のうち再診に係る	医科	つき	_	2,500円	_	2,750円
もの	歯科	70	_	1,500円	_	1,650円

[令和2年10月1日施行]

議案第12号 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例 (技術企画課)

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業が完了したことに伴い、当該事業の施行について定める条例を廃止するものである。

議案第13号 財産を減額して貸し付けること(鳥取県学校給食総合センター敷地)について(体育保健課)

相 手 方:公益財団法人 鳥取県学校給食会

貸付財産:普通財産

所在地 種 類 数 量 鳥取市安長字前内 387 番 1 ほか 1 筆 土 地 3,978.98 ㎡

貸付期間:令和2年8月31日から令和7年8月30日まで

貸付金額:普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地の貸付料年額の3分の2の

額

減額貸付理由:市町村等に安全、良質及び低廉な学校給食用物資を供給し、学校給食の円滑な実施

を図るため、鳥取県学校給食総合センターの用に供する土地について、引き続き減

額して貸し付けるものである。

議案第14号 財産を無償で貸し付けること (弓浜がすり伝承館) について (販路拡大・輸出促進課)

相 手 方:米子市 個人(弓浜絣保存会会長)

貸付財産:普通財産

L /C/4 /L		
所在地	種 類	数 量
境港市麦垣町字蔵本灘 86 番 2	土 地	2, 764. 26 m ²
	建物	523. 28 m²

貸付期間:令和2年7月1日から令和4年3月31日まで

無償貸付理由:伝統技術の伝承及び後継者の育成を図り、伝統的工芸品である弓浜絣の産地維持

に資するため、弓浜絣保存会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第15号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(警察本部交通指導課)

和解の相手方:甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金71,500円(県過失10割)を甲に支払う。乙は損害賠償請求権を

行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。(県過失10割)

概 要:令和2年4月11日、米子警察署の職員が、和解の相手方甲が所有する軽乗用自動

車と和解の相手方乙の子が乗車する自転車が衝突した交通事故現場に臨場した際、同自転車を移動させて写真撮影するに当たり、同職員の駐輪方法が不適切であったため、同自転車が倒れ、隣に駐車してあった同軽乗用自動車に衝突し、双方の車両

が破損したものである。

議案第16号 公共施設等運営権の設定(鳥取県営水力発電所)について(企業局経営企画課)

春米発電所等4県営水力発電所に公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

報 告 事 項

報告第 1号 令和元年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について(財政課)

件 数 4件 繰越額 1,765,566千円

報告第 2号 令和元年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件 数 230件 繰越額 37,256,169千円

報告第 3号 令和元年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について(財政課)

件 数 11件 繰越額 311,238千円

報告第 4号 令和元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件 数 1件 繰越額 660,082千円

報告第 5号 令和元年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について(財政課)

件 数 1件 繰越額 11,813千円

報告第 6号 令和元年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について(財政課)

件 数 3件 繰越額 594,149千円

報告第 7号 令和元年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について(財政課)

件 数 1件 繰越額 35,199千円

報告第 8号 令和元年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について(財政課)

件 数 1件 繰越額 1,005,866千円

報告第 9号 令和元年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について(財政課)

件 数 1件 繰越額 25,982千円

報告第10号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和2年4月 30日専決)(市町村課)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同規則の条項の改正を行うものである。

(2)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月18日専決)(警察本部警務課)

和解の相手方:米子市 個人

和解の要旨: 県は、損害賠償金109,615円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要:令和2年2月3日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、同

車両の右後輪タイヤが破損し、路上に同タイヤの破片を剝落させたことにより、後 方から進行してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車に同破片が衝突し、同車両

が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月18日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方:鳥取市 個人

和解の要旨:県は、損害賠償金229,900円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事 故 の 概 要:令和元年 12 月 24 日、警察本部刑事部組織犯罪対策課の職員が、公務のため小型乗

用自動車を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車に続いて信号待ちで停止していた際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同

車両に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解について(令和2年5月18日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方:東伯郡北栄町 個人

和解の要旨:和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わ

ない。(県過失3割)

事故の概要:令和2年1月15日、警察本部交通部運転免許課の職員が、公務のため小型特種自

動車(教習車)を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月29日専決)(子育て・人財局)

和解の相手方:甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

和解の要旨: 県は、人身損害に対する損害賠償金23,674円(県過失10割)を和解の相手方に支

払う。

事故の概要: 令和元年12月9日、米子児童相談所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、

米子児童相談所敷地から道路に進入した際、左側から歩道上を進行してきた和解の相手方の子が乗車する自転車に接触し、同人の身体に異常がないかを確認するため

病院を受診したものである。

報告第11号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 4件 変更 31件